

「令和6年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画」に係る自己評価

項目	本文	
独立行政法人家畜改良センター令和6年度計画	第2の2	<p>公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、この計画に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について着実に実施する。</p> <p>また、随意契約について、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。</p> <p>さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。</p>
令和6年度に係る業務の実績等に関する自己評価	自己評価	自己評価の総括
	計画どおり実施した。	<p>調達等合理化計画を策定し、令和6年6月27日にホームページにて公表した。</p> <p>同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について着実に実施した。</p> <p>また、年2回開催する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表した。</p> <p>さらに、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し随意契約によることができる事由に該当するか等の審査を経て契約を行った。</p>

「調達等合理化計画」に係る個別事項の取組実績

「調達等合理化計画」の記載事項	取組実績
<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 適正な契約と事務の効率化 【評価指標:検証内容を契約監視委員会に報告】</p> <p>契約の適正化及び効率化について検証を行い、その結果必要であれば規程を改正するなど、より一層の適正化・効率化を進める。</p>	<p>契約の適正化及び効率化について検証を行った結果、規程の改正が必要な案件はなかった。</p>
<p>(2) 一者応札の解消 【評価指標：一者応札・応募の割合低減に関する取り組みの実行】</p> <p>調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札の割合を抑制するよう取組を推進するものとする。</p> <p>具体的には、①～③を基本とする取組を積極的に行うこととする。</p> <p>① 入札準備の早期化及び準備段階で各業者からの情報収集（入札資格要件を含む）を積極的に行い、業務の品質確保を図りつつ、多くの業者が入札に参加となるよう必要最低限の仕様書の作成を行う。</p> <p>② 公告期間を十分に確保し、かつ余裕をもった納期設定とする。</p> <p>③ より多くの事業者が応札できるよう入札情報のPRに努める。</p> <p>④ インターネットによる情報収集、各牧場間の情報交換等により、潜在的な応札者の発掘を行う。</p>	<p>新規応札者の確保、入札準備の早期化、公告期間の十分な確保及び業務の品質確保ができる必要最低限の仕様とする等の積極的な取り組みを進めた結果、一者応札の件数（割合）が95件から75件（33.7%から32.8%に）に減少した。</p> <p>一者応札が解消した具体例としては、飼料購入において、必要とする飼料の仕様に関して、関連業者への徹底した情報提供とともに情報収集を行ったこと、また、ホイールローダーリースにおいて、業務上必要とする能力を徹底的に見直し、仕様を変更することにより、新たな応札者を開拓する結果につながった。</p> <p>なお、飼料購入において、複数品目を組み合わせて入札を実施していたものを、単品目に分割することによって応札者の増加を図る取り組みについては、複数応札への改善にはつながっていないものの、今後も工夫しながら一者応札の解消に向けて引き続き取り組みたい。</p>
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立 【評価指標：契約審査委員会における事前審査実施率：100%】</p> <p>新たな随意契約を締結することとなる案件（工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上）については、事前に契約審査委員会を開催し、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるものとする。</p>	<p>新たな随意契約を締結することとなる案件については、事前に契約審査委員会を開催し審査を受けた。令和6年度における競争性のない随意契約について契約審査委員会を23件開催し、うち22件について承認を受けた。</p>

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

① 会議、研修の場あるいは文書等により、機会あるごとに不祥事発生の未然防止・再発防止について周知を行う。

【評価指標：年4回以上実施】

② 公的研究費の適正執行のため、e-ラーニング及びパンフレット等の資料の閲覧による研究公正研修を実施し、適正な調達ルールの浸透を図る。

【評価指標：e-ラーニング研修の実施】

① 下記の機会を通じた周知を実施

○職能研修（5回）

新規採用者、3年目職員、係長養成、技術専門職員管理職能
技術専門職員中間指導及び主任職能

（結果）

受講生が法令等遵守の重要性について認識し、自己の職務
における内部統制への参加意識の向上に寄与した。

○内部監査 7箇所（本所及び6牧場）

（結果）

監査結果を受監場に周知し、具体的な改善を検討、実施
○コンプライアンス推進強化月間（1か月間）

（結果）

全職員がコンプライアンスセルフチェックを実施し、法令
等遵守の重要性を再確認した。

② 下記の各e-ラーニング研修を実施

○研究公正研修（e ラーニング、3コース）

- ・公的研究費の管理・監査に係るコンプライアンス教育
- ・研究倫理教育
- ・動物実験に係る教育

（結果）

受講率は100%で、全受講者が80%以上の理解度に達した。

○コンプライアンスの推進関係

「法令等遵守・内部統制の取組の重要性「自分のこととして
意識する」」

（結果）

受講率は、ほぼ100%で、自己の職務における内部統制への
参加意識の向上に寄与した。